

吉田寮入寮募集停止要請後の入寮生名簿受理について

【ご質問】（投稿日：2018年3月22日）

「吉田寮生の安全確保についての基本方針」によりますと、吉田寮への入寮募集停止要請後にも新入寮生がいたことがわかり、また「『吉田寮生の安全確保についての基本方針』にかかる補足説明」によりますと、平成29年12月19日まで、大学は入寮生名簿を受領していたことがわかります。しかしながら、京都大学学生寄宿舍規程第4条は「入舎する者の選考は、寮生代表の意見をきいて、副学長が行う」と定めており、最終的な入寮許可権は副学長にあると考えられます。したがって、大学が正式に吉田寮の入寮生名簿を受領せず、新入寮生を正式に認めなければ、代替宿舍の提供の必要性は（入寮募集停止要請後の入寮生については）なかったはずです。

何故、入寮生名簿を受領して新入寮生を認めてきたのか、ご回答願います。

【回答】（回答日：2018年3月30日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

昭和34年に制定された「京都大学学生寄宿舍規程」と寄宿舍における現状との間に、種々の歴史的経緯のために齟齬があることは、「吉田寮の入寮状況と京都大学学生寄宿舍規程との間での矛盾について」（投稿日：2018年2月14日、回答日：2018年3月15日）に述べたとおりです。